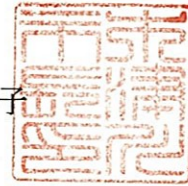


3 木 観 第 5 5 号
令和 3 年 4 月 1 5 日

京都府山城広域振興局長 様

木津川市長 河井 規子



株式会社クスリのアオキ及び株式会社セブン・イレブン・ジャパン（大規模小売店舗名称：クスリのアオキ木津川台店・セブンイレブン木津川台店）の大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出に係る周辺の地域の生活環境の保持について（意見書）

令和 3 年 2 月 1 6 日付けで公告された上記の件について、下記のとおり意見書を提出します。

記

- ・大規模小売店舗立地法第 8 条第 1 項の規定による本市の意見を次のとおり述べます。
 - 1 児童の登下校時の安全対策を行うこと
 - 2 東側出入口は停止線からの距離が近いため、車の滞留が懸念されることから、安全性及び利便性の対策を継続的に検討すること

以上